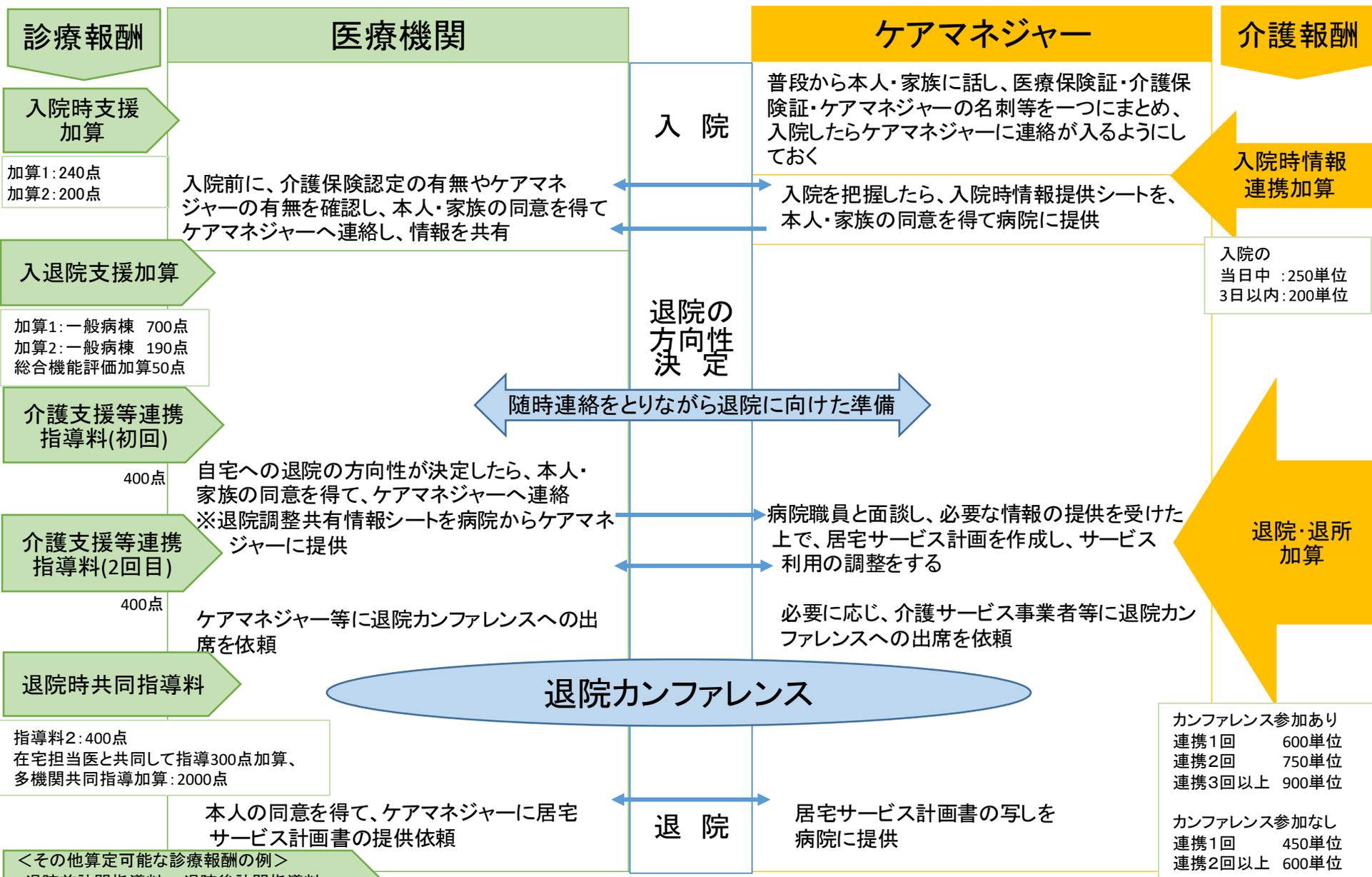


【参考】

退院調整に関して算定可能な診療報酬・介護報酬の例（令和6年6月）

群馬県健康福祉課確認



診療報酬 (Medical Fee)

医療機関 (Medical Institution)

ケアマネジャー (Care Manager)

介護報酬 (Nursing Fee)

入院時支援加算 (Admission Support Addition)

入院前に、介護保険認定の有無やケアマネジャーの有無を確認し、本人・家族の同意を得てケアマネジャーへ連絡し、情報を共有

入院 (Admission)

普段から本人・家族に話し、医療保険証・介護保険証・ケアマネジャーの名刺等を一つにまとめ、入院したらケアマネジャーに連絡が入るようにしておく

入院時情報連携加算 (Admission Information Linking Addition)

加算1: 240点
加算2: 200点

入院を把握したら、入院時情報提供シートを、本人・家族の同意を得て病院に提供

入院の
当日中：250単位
3日以内：200単位

入退院支援加算 (Admission/Discharge Support Addition)

加算1: 一般病棟 700点
加算2: 一般病棟 190点
総合機能評価加算50点

退院の方向性決定 (Discharge Direction Decision)

随時連絡をとりながら退院に向けた準備

介護支援等連携指導料(初回) (Nursing Support Linking Guidance Fee (First Time))

400点
自宅への退院の方向性が決定したら、本人・家族の同意を得て、ケアマネジャーへ連絡
※退院調整共有情報シートを病院からケアマネジャーに提供

病院職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用の調整をする

退院・退所加算 (Discharge/Disposal Addition)

介護支援等連携指導料(2回目) (Nursing Support Linking Guidance Fee (Second Time))

400点
ケアマネジャー等に退院カンファレンスへの出席を依頼

必要に応じ、介護サービス事業者等に退院カンファレンスへの出席を依頼

退院時共同指導料 (Discharge Joint Guidance Fee)

指導料2: 400点
在宅担当医と共同して指導300点加算、
多機関共同指導加算: 2000点

退院カンファレンス (Discharge Conference)

退院 (Discharge)

居宅サービス計画書の写しを病院に提供

カンファレンス参加あり
連携1回 600単位
連携2回 750単位
連携3回以上 900単位

<その他算定可能な診療報酬の例>
・退院前訪問指導料・退院後訪問指導料
・診療情報提供料(退院前後2週間以内)
・地域連携診療計画加算・入院事前調整加算

(注) 診療・介護報酬加算の算定には、各々算定条件を満たす必要があります。